

河川法第三章第三節第三款(ダムに関する特別)等の規定の運用について

昭和四一・五・二七 建設省令第百一七八号
各都道府県知事 及び 河川局長並通達
各地方建設局長 へ

建設省 昭和四一・四・二二 建設省令第百二十七号

標記については、下記により措置するものとし、もつてダムの適正な運営の確保を図るに努められたい。

記

一 ダムの種類について
河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。)第二章第三節第三款の規定の運用上、法第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のもの(以下「ダム」という。)を次のように分類する。
第一類 その設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによつて生ずる災害を防止するため当該増加流量を調節することができると認められる容量を確保して洪水に対処する必要がある。

第二類 貯水池の容量に比して洪水吐の放流能力が大きいダム又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生を防止し適切と認められるもの。
第三類 貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても災害の発生を防止し適切と認められるもの。
第四類 貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても災害の発生を防止し適切と認められるもの。
二 河川の従前の機能の維持(法第四十四条)について
一 ダムに関する水利使用の許可の申請がなされる場合又はそれがなされた場合において、次の措置をとることとする。
イ 当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因となつて災害が発生するおそれがないようになつての対策として未分の余裕を見込んだ計画が作成されるように申請を指導すること。

この場合において、必要があるときは、当該許可にその対策に係る事項を条件として附することとし、当該申請を処理することとする。
ロ 堆砂が第一類のダムに該当するときは、当該許可に法第四十四条の指示に係る事項を条件として附することとし、当該申請を処理することとする。
ハ 既設のダムのうちその上流の堆砂の状況に関する報告を定期になすべき旨の条件が水利使用の許可に附されているものその他現に第二類のダムに相当し、若しくは相当すると疑われる事情があるもの又は近く第一類のダムに該当するに至るおそれ大きいと認められるものについては、次の措置をとることとする。
イ 水利使用の許可に附された条件若しくは法第七十八条第一項の規定に基づき、又は当該ダムの設置者から、その上流の堆砂の状況に関する報告を徴し、これによつて災害が発生するおそれがないかどうかを検討すること。この場合において、北海道開発局長は、その上流の堆砂の状況について法第七十八条第一項の規定による報告を徴する必要があると認めるダムがあるときは、すみやかに建設大臣に対し、その旨を上申すること。
ロ イの検討の結果に基づき、当該ダムにつ

いて法第四十四条第一項に規定する施設の設置又はこれに代わるべき措置を洪水に達することとなる他人の所有地を貯水池の敷地とするための買取その他の権原の取得を含む行為を必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が遅滞なくこれを行なうように当該ダムの設置者を指導すること。
ハ ロにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長(北海道開発局長を含む。以下同じ。)にあつては建設大臣に対し法第四十四条第一項の指示をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、指示書の案のほか、当該指示を必要とする理由、ロの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。
三 観測施設(法第四十五条、通報施設(法第四十六条第二項)及び警報施設(法第四十八条)について
(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされたときは、当該許可(法第四十五条の観測施設、法第四十六条第一項の通報施設及び河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)以

下)令(という。)第二十一条の警告をするためのサイレン等警報車等の設置に関する計画を河川管理者の承認に係らる旨の条件を附することとして、当該申請を処理すること。
(2) 令第四十七条の規定の適用を受けるダムで、これに係る法第四十五条の観測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第二十六条又は第三十八条の規定に適合していないものについては、昭和四十三年三月三十一日までの間に、これらの規定に適合する当該観測施設及び通報施設を設けるよう当該ダムの設置者を指導すること。
(3) 令第三十一条の警告をするためのサイレンは、洪水時におけるその吹鳴が洪水によつて生ずる災害の防止に有効かつ適切であると認められるときは、できるだけ、予備電源設備を附置する等暴風雨の下においてもその吹鳴を確保することができると認められるよう当該ダムの設置者を指導すること。
四 ダムの操作規程(法第四十七条)について
(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつて、若しくは当該ダムの設置者を指導すること。
(2) 既設のダムのうち、別添第二に掲げるものその他現に定められている操作規程によつては、河川管理上支障を生ずると認められるもの

については、次の措置をとることとする。
イ 当該ダムの設置者が遅滞なく法第四十七条第一項の承認を受けて当該操作規程を変更するよう当該ダムの設置者を指導すること。
ロ ロにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長(北海道開発局長を含む)にあつては建設大臣に対し法第四十七条第四項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、ロの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。
(3) 法第四十四条の規定により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに関し、法第四十七条第四項の命令をすべきときは、当該事項に関する法第四十四条第一項の指示とあわせて、又はその指示をした後にしなければならぬものであること。
五 洪水調節のための指示(法第五十二条)について
(1) 別添第三に掲げる第一類のダムその他令第

二十三条第一号又は第二号に該当するダムに ついては、その下流の地域に洪水による災害 が発生し、又は発生するおそれ大きいと認 められる場合において法第五十三條の指示を 実行することが必要かつ適切であるかどうかを 検討すること。

(2) (1)の検討の結果に基づき、法第五十二條の 指示をすることが予想されるダムがあるときは は、当該指示に基づく措置が円滑に行なわれ るように、当該ダムの設置者との協議により、 その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他 他当該指示に関する事項をできるだけ予定し ておく。

(3) (2)の協議が成立したとき、又は当該協議の 成立が困難であることが明らかになったとき は、すみやかにその成立した協議の内容又は はその成立に至らない経過を本職に報告する こと。

六 出水期におけるダムの管理体制の整備につ いて

毎年度、出水期前、各ダムについて、法第 七十八條第四項の規定による立入検査を行なう こと等により、洪水時において当該ダムを適切 に管理することができる体制を整えておくよう に当該ダムの設置者を指導すること。

別添第一

標準操作規程

一 この標準操作規程においては、次の条件をそ

なえるダムを想定して、これに関する操作規程 を記載した。ただし、注として他の記載例その 他参考となるべき事項を併記した。

ハ 一級河川に設置されるダムとする。

イ 第一類のダムで、その設置に伴う下流の洪水 流量の増加を予備放流方式により調節する こととされているものとする。

ニ 予備放流水位は、原則として年間を通して 一定とし、各洪水ごとに洪水警戒時において 所定の水位まで低下させるものとする。

ただし、必要な場合は非洪水期における予 備放流水位を定めることができるものとする。

ホ 他の河川から取水した流水を直接貯水池に 注水する一の集水施設を有するものとする。

二 個々の操作規程を作成するに当たっては、こ の標準操作規程の規定について、必要に応じて、 取捨選択変更等をするものとする。

〇ダム操作規程

目次

第一章 総則(第一条~第九條)

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法(第十条

第二節 放流の際にとるべき措置等(第十四

第三節 洪水における措置に関する特別規定(第

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、〇ダム(以下「ダム」と いう)の操作の方法のほか、ダム及び〇貯 水池(以下「貯水池」という)の管理に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第二条 〇発電所(以下「発電所」という)に、 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号、 以下「法」という)第五十條第二項に規定す る管理主任技術者一人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮 監督して、法及びこれに基づき命令並びにこの 規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の 管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第三条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類す るダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項 は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ 〇〇m

ロ 堤頂の標高 〇〇m

ハ 越流頂の標高 〇〇m

ニ 洪水吐ゲートの

(4) 個々のゲートの規模及び数

高さ〇mで幅〇mのもの〇門

高さ〇mで幅〇mのもの〇門

(イ) 個々のゲートの開閉の速さ

一分につき〇〇m

ホ 放流管バルブ

(イ) 規模及び数 内径〇mのもの〇門

(ロ) 開閉に係る開度変化率 一分につき〇〇%以下

ハ 設計洪水流量 〇〇m³/s

(2) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 〇〇〇ha

ロ 湛水区域の面積 〇〇〇ha

ハ 最大背水距離 〇〇〇m

ニ 設計洪水位 標高〇〇m

ホ 常時満水位 (水位計による表示) 〇〇m

ヘ 予備放流水位 (水位計による表示) 〇〇m

ト 最低水位 (水位計による表示) 〇〇m

チ 有効貯水容量 〇〇〇m³

リ 最大使用水量 〇〇〇m³/s

(3) 最大使用水量 〇〇〇m³/s

(4) 第四類のダムにあつては、第三号中へを 置かず、トをトとし、チをトとする。

注(2) 揚水式発電の用に供されるダムにおい て、揚水発電に供される空虛容量を予備 放流量としようる場合には、予備放流水

位にかえて予備空虛容量を設定し、第二 号へは、次のように規定する。

〇〇m

注(3) 予備放流水位又は予備空虛容量は、原則 として年間を通じて一定とするが必要な場 合は、次のように規定する。

ハ 洪水期(毎年〇月〇日から〇月〇日まで) 予備放流水位 標高 〇〇m

ホ 非洪水期(毎年〇月〇日から〇月〇日まで) 予備放流水位 標高 〇〇m

ヘ 洪水期(毎年〇月〇日から〇月〇日まで) 予備空虛容量 〇〇m³

ホ 非洪水期(毎年〇月〇日から〇月〇日まで) 予備空虛容量 〇〇m³

注(4) 揚水式発電の用に供されるダムにあつて は、(3)を次のように規定する。

イ 最大使用水量 〇〇〇m³/s

ロ 最大揚水水量又は最大注水量 〇〇〇m³/s

(洪水及び洪水時)

第四條 この規定において「洪水」とは、貯水池 の流入量(以下「流入量」という)が〇〇 m³/s以上であることをいひ、「洪水時」とは、 洪水が発生しているときをいう。

注 同一河川における一連のダムにおいては、 次のように規定する。

(洪水及び洪水時)

第四条 この規程において「洪水」とは、貯 水池への流入量が〇〇貯水池(以下「〇〇 貯水池」という)への流入量を合算した 流入量(第〇〇条第〇〇項に規定する合計 流入量)をいひ、以下同じ。〇〇貯水池 以上にあることをいひ、「洪水時」とは、洪水 が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、 ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む 予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が 行われ、その他洪水が発生するおそれ大きい と認められるに至つた時から、これらの警報が 解除され、又は切り替へられ、かつ洪水の発生 するおそれが少ないと認められるまでの間で、 洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第六条 この規程において「洪水処理時」とは、 洪水警戒時中洪水時が終つた時から洪水警戒時 が解除されるまで、又は解除されることなく貯 水池への流量が再び増加し、洪水時に至るまで の間をいふ。

(予備警戒時)

第七条 この規程において「予備警戒時」とは、 第五条の予報区を対象として風雨注意報又は大

の必要があると認められるときは前二項の規定の例に準じ警告しなければならぬ。

第十六条のダムは洪水吐ゲート又は放流管のゲート若しくはバルブを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項をその開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その一回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲート又はバルブの一回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更にあつたときは、その時刻及びその直後にあつた使用水量
- (6) 法第四十八条の規定による通知(第十四条第三項の規定による通知を含む。)及び令第三十二条の規定による警告の実施状況

第十七条 法第四十五条の規定による観測は、別表第三に定めるところにより行うものとする。

2 法第四十五条の規定により観測すべき事項の

ほか別表第四に掲げる事項については同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するときは、そのダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第四に掲げる事項のうちダムの状況に関するもの測定をしなければならない。

4 法第四十五条及び第二項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

第十八条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常に良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨等地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかにダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行う。ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにならなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告) 第十九条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対

し、別表第三(欄)の例によりその旨を報告しなければならない。

第三章 洪水における措置に関する特別

第三節 洪水における措置

第二十條 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとならなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具設備並びに予備電源設備を含む。法第四十五条の観測施設(法第四十六条第三項の通報施設)令第三十二条の規定により警告するた時のサインレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のために必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び〇〇県知事に対し別表第二の例による。法第四十六条第一項の規定による通報をする。
- (5) 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第三十七條の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置 注 予備放流が、洪水警戒時のみでは所定の予備放流量を確保し、第一ダムで事前放流の必要がある場合には、第二項として次のよう

2 前項に掲げる措置のほか、次条第一号に規定する措置を容易ならしめるために必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置) 第二十一条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとならなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第十二条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

予備警戒時における貯水位 予備警戒時における貯水位を予備放流水位とす。予備放流水位を予備放流水位とす。予備放流水位を予備放流水位とす。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置 注(1) 第四類のダムにあっては、第三号を置か

注(2) 第三号を第二号とする。注(3) 第三号は、次のように規定する。

- (1) 洪水警戒時に至つた時における貯水池及び〇貯水池における空容量が予備放流の放流を行つた時、空容量が予備放流の放流を行つた時以後においては、流入量に等しくなつた時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(予備警戒時における措置) 第二十一条 洪水時においては、前条第一号及び第二号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとならなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- (3) 洪水時における貯水池からの放流は、予備放流水位を予備放流水位とす。予備放流水位を予備放流水位とす。
- (4) 洪水時における貯水池からの放流は、予備放流水位を予備放流水位とす。予備放流水位を予備放流水位とす。

入量が最大となるまでの間においては、
 ○分前に生じた流入量に相当する流量
 (イ) 流入量が最大となつた時(以下「最大時」という。)から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量
 (ロ) 規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ホ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ヘ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量

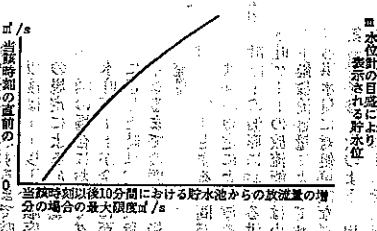
注(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
 注(1) 洪水吐の位置が高いため、計画上の波形状より求められた予備放流水位が、無害流量をフリフローで確保することができない水位を下まわるダムについては、第一号イは次のように規定する。
 イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
 (イ) 洪水時に至つた時から流入量が最大となつた時(以下「最大時」という。)を経て流入量が放流量と等しくなるまでの間は、ダムの上の理由により、予備放流水容量が十分確保できない場合、ダムを全開とした時の放流量
 (ロ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めた場合には、その時以後○分間の間は、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量

注(2) 計画上の波形状における洪水量に比して洪水吐ゲートの放流能力は小さいが、計画上の予備放流容量によつて計画上の波形状における洪水量に対処可能なダムについては、第二号イは次のように規定する。
 (イ) 規定する時間が経過した時以後は、(ロ)以下の順序で、それぞれ各号の規定による放流量
 (ロ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量

注(4) 第三号イは、次の順序で、それぞれ各号の規定による放流量を放流すること。
 (イ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ロ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量

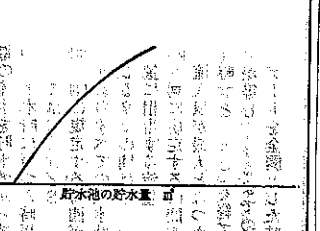
注(3) 第三号イは、次の順序で、それぞれ各号の規定による放流量を放流すること。
 (イ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ロ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ハ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量
 (ニ) 規定する場合において流入量が再び増加を始めたときから○分間においては、増加を始めた時の放流量

別図第2 (第12条)

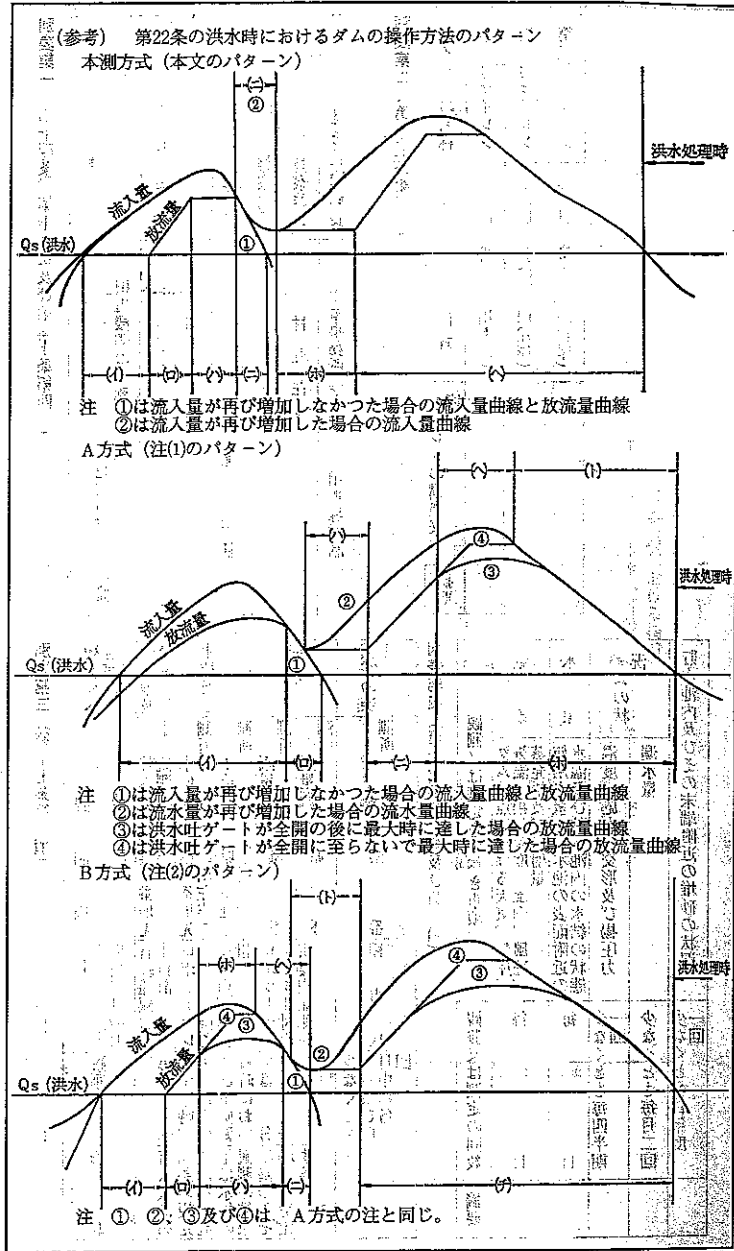


注 別図第2においては、貯水池からの放流による下流の水位の変動の許容限度を30分につき30cmから50cmまでの間に設けるものとする。

別図第1 (第9条第4項)



注 別図第1においては、貯水池からの放流による下流の水位の変動の許容限度を30分につき30cmから50cmまでの間に設けるものとする。



別表第一(第十四条、第十九条及び第二十条第四号)		別表第二(第十五条第二項)	
通知の相手方	担当機関の名称	サイレンの名称	サイレンの位置
〇〇県知事	〇〇土木事務所	第一号サイレン	〇〇県番(〇〇川右岸)
〇〇市長	〇〇部	第二号サイレン	〇〇県番(〇〇川左岸)
〇〇村長	〇〇課	第三号サイレン	〇〇県番(〇〇川右岸)
〇〇警察署長	〇〇課		
〇〇警察署長	〇〇課		
〇〇警察署長	〇〇課		
〇〇地方建設局長	〇〇課		
〇〇工事事務所	〇〇課		
〇〇村駐在所	〇〇課		
〇〇加入電話	〇〇課		
〇〇専用無線電話	〇〇課		
通知の方法	加入電話	サイレンの構造又は能力	摘要

別表第三(第十七条第一項)		別表第四(第十七条第二項及び第三項)	
観測すべき事項	観測施設	観測又は測定すべき事項	観測又は測定回数
貯水池及び流入量	〇〇貯水池 〇〇水位観測所(〇〇ダム)	貯水池内及びその末端附近の堆砂の状況	少なくとも毎月一回
貯水池水位及び流量	〇〇水位観測所(〇〇川左岸) 〇〇水位観測所(〇〇川右岸)	気象	毎時
降水量	〇〇雨量観測所(〇〇川左岸) 〇〇雨量観測所(〇〇川右岸)	水象	毎時
積雪の深さ	〇〇積雪観測所	ダム	毎時
観測回数	毎月一回	気象	毎時
摘要	九条の規定により流量は水位の結果に基づき算定する。	水象	毎時